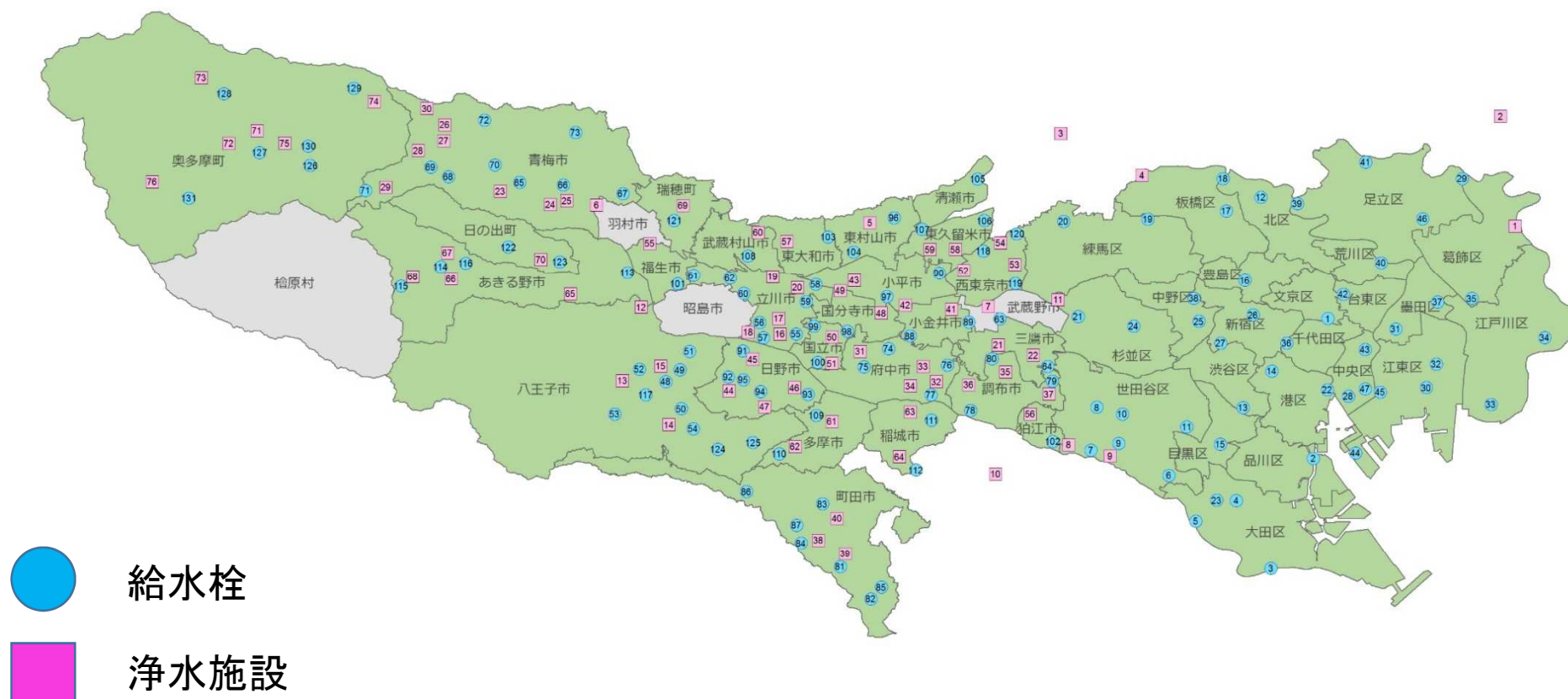


有機フッ素化合物検出状況

都内給水栓水（蛇口）及び浄水施設の水質検査結果

- 配水区域ごとに、水質を監視する計器を都内131ヶ所に設置しています。
- 計器が設置されている蛇口から採水した水道水と浄水施設の原水及び浄水の水質検査結果です。



多摩の給水栓水（蛇口）の水質検査結果（PFOS及びPFOAの合計、PFHxS：令和３年度実施）

有機フッ素化合物に関する目標値等

- ・PFOS及びPFOAの合計については、水質管理目標設定項目として給水栓水(蛇口)において、暫定目標値（合算で50ng/L）が設定されています。
- ・PFHxSについては、要検討項目に設定されていますが、目標値は設けられていません。

（単位：ng/L）

市町	給水栓 No.	配水系統	PFOS及びPFOAの合計(暫定目標値:合算で50ng/L)				PFHxS(目標値なし)			
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
八王子市	48	元本郷浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	49	暁町浄水所	6	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	50	子安浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	51	高月浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	52	檜原給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	53	狭間給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	54	北野給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	117	東浅川給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	124	南大沢給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
立川市	55	柴崎給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	56	富士見第一浄水所	6	12	7	<5	<5	<5	<5	<5
	57	富士見第三浄水所	<5	12	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	58	立川砂川給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	59	立川栄町浄水所	6	21	13	9	<5	10	10	7
	60	砂川中部浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	61	西砂第一浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	62	西砂第二浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	63	上連雀給水所	10	<5	8	<5	<5	<5	<5	<5
青梅市	64	三鷹新川給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	65	日向和田浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	66	千ヶ瀬第一浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	67	千ヶ瀬第二浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	68	沢井第一浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	69	沢井第二浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	70	二俣尾浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	71	御岳山浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	72	成木浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
府中市	73	根ヶ布給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	74	幸町給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	75	府中武蔵台浄水所(※)	6(※)	<5(※)	<5(※)	<5(※)	<5	<5	<5	<5
	76	若松給水所(●)	25(●)	19(●)	23(●)	13(●)	9	10	8	8
	77	府中南町給水所	11	6	7	<5	<5	<5	<5	<5
調布市	78	上石原配水所(※)	38(※)	<5(※)	<5(※)	<5(※)	8	<5	<5	<5
	79	仙川配水所	<5	<5	5	<5	<5	<5	<5	<5
	80	深大寺給水所	7	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
町田市	81	原町田浄水所	13	8	7	<5	<5	<5	<5	<5
	82	小野路給水所	6	<5	9	<5	<5	<5	<5	<5
	83	野津田浄水所	8	<5	6	<5	<5	<5	<5	<5
	84	滝の沢給水所	13	8	12	<5	<5	<5	<5	<5
	85	聖ヶ丘給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	86	大船給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	87	鍵水小山給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5

市町	給水栓 No.	配水系統	PFOS及びPFOAの合計(暫定目標値:合算で50ng/L)				PFHxS(目標値なし)			
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
小金井市	88	上水南給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	89	梶野配水所	5	5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
小平市	90	小川給水所(※)	21(※)	17(※)	22(※)	13(※)	9	11	10	9
日野市	91	大坂上浄水所	22	10	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	92	多摩平給水所	5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	93	三沢浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	94	南平配水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
東村山市	95	程久保給水所	6	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	96	美住給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
国分寺市	97	東恋ヶ窪配水所	15	6	<5	<5	8	10	<5	<5
	98	国分寺北町給水所	22	7	17	8	9	10	7	7
国立市	99	国立中給水所(※)	37(※)	<5(※)	<5(※)	<5(※)	11	<5	<5	<5
	100	谷保給水所(※)	39(※)	5(※)	<5(※)	<5(※)	11	<5	<5	<5
福生市	101	福生武蔵野台給水所(●)	28(●)	12(●)	18(●)	7(●)	<5	<5	<5	<5
狛江市	102	和泉本町給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
東大和市	103	石畑給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	104	上北台給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
清瀬市	105	清瀬旭が丘浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
東久留米市	106	南沢給水所	5	<5	5	<5	<5	<5	<5	<5
	107	滝山給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
武蔵村山市	108	中藤配水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
多摩市	109	桜ヶ丘配水所	<5	<5	7	<5	<5	<5	<5	<5
	110	落合配水所	<5	<5	6	<5	<5	<5	<5	<5
稲城市	111	大丸浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	112	坂浜配水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
あきる野市	113	上代継浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	114	戸倉浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	115	乙津浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	116	深沢浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
西東京市	118	芝久保給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	119	保谷町給水所(●)	36(●)	16(●)	19(●)	15(●)	11	6	7	7
	120	西東京栄町配水所	6	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
瑞穂町	121	箱根ヶ崎浄水所	18	14	<5	10	<5	<5	<5	<5
日の出町	122	大久野浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	123	文化の森給水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
奥多摩町	126	氷川浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	127	ひむら浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	128	日原浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	129	大丹波浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	130	棚澤浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	131	小河内浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5

(※)：井戸停止対応を行った浄水施設（詳細は④ページ）（四半期毎の最高値を示します。）
(●)：監視強化中の浄水施設（詳細は⑤ページ）（四半期毎の最高値を示します。）

<5：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを示します。
配水系統：配水系統に書かれている浄水施設等が停止している場合は主に
東村山浄水場、小作浄水場の水を給水しています。

多摩の浄水施設の水質検査結果（PFOS及びPFOAの合計、PFHxS：令和3年度実施）

有機フッ素化合物に関する目標値等については、給水栓水(蛇口)において定められています。

(単位：ng/L)

市町	浄水施設 No.	浄水施設	PFOS及びPFOAの合計								PFHxS							
			4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
			原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
八王子市	12	高月浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	13	元本郷浄水所	<5	<5	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	<5	<5	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	14	子安浄水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	15	暁町浄水所	17	7	18	6	停止中	停止中	21	8	<5	<5	<5	<5	停止中	停止中	<5	<5
立川市	16	柴崎給水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	17	富士見第一浄水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	18	富士見第三浄水所	25	25	20	23	12	14	10	9	5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	19	立川砂川給水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	20	立川栄町浄水所	38	31	19	7	46	14	21	20	15	14	8	8	14	13	15	13
三鷹市	21	上連雀給水所	<5	12	<5	<5	<5	9	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	22	三鷹新川給水所	<5	5	<5	<5	<5	6	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
青梅市	23	日向和田浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	24	千ヶ瀬第一浄水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	25	千ヶ瀬第二浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	26	二俣尾浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	27	沢井第一浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	28	沢井第二浄水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	29	御岳山浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	30	成木浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
府中市	31	府中武蔵台浄水所(※)	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	32	若松給水所(●)	82(●)	28(●)	78(●)	28(●)	61(●)	20(●)	43(●)	16(●)	28	10	28	11	27	8	24	9
	33	幸町給水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	34	府中南町給水所	8	5	9	<5	7	<5	7	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
調布市	35	深大寺給水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	36	上石原配水所(※)	66(※)	75(※)	17(※)	5(※)	16(※)	5(※)	6(※)	<5(※)	23	21	7	<5	6	<5	6	<5
	37	仙川配水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	停止中	停止中	<5	<5	<5	<5	<5	<5	停止中	停止中
町田市	38	滝の沢給水所	26	6	21	5	25	10	12	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	39	原町田浄水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
	40	野津田浄水所	13	8	<5	<5	10	7	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
小金井市	41	梶野配水所	6	<5	16	<5	6	<5	停止中	停止中	7	<5	6	<5	5	<5	停止中	停止中
	42	上水南給水所	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中	停止中
小平市	43	小川給水所(※)	140(※)	18(※)	110(※)	19(※)	140(※)	15(※)	89(※)	8(※)	85	8	76	13	86	7	78	8

市町	浄水施設 No.	浄水施設	PFOS及びPFOAの合計								PFHxS							
			4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
			原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
日野市	44	多摩平給水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
	45	大坂上浄水所	53	24	45	10	55	<5	停止中		7	<5	7	<5	6	<5	停止中	
	46	三沢浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	47	南平配水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
国分寺市	48	東恋ヶ窪配水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
	49	国分寺北町給水所	110	22	160	13	180	15	110	15	53	10	110	11	99	8	80	9
国立市	50	国立中給水所(※)	170(※)	52(※)	17(※)	<5(※)	16(※)	<5(※)	13(※)	<5(※)	63	17	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	51	谷保給水所(※)	73(※)	48(※)	11(※)	<5(※)	12(※)	<5(※)	10(※)	<5(※)	28	12	<5	<5	<5	<5	<5	<5
西東京市	52	芝久保給水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
	53	保谷町給水所(●)	58(●)	33(●)	45(●)	13(●)	35(●)	18(●)	27(●)	14(●)	17	9	14	6	14	6	12	6
	54	西東京栄町配水所	<5	5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
福生市	55	福生武蔵野台給水所(●)	21(●)	18(●)	17(●)	7(●)	21(●)	7(●)	9(●)	<5(●)	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
狛江市	56	和泉本町給水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
東大和市	57	上北台給水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
東久留米市	58	南沢給水所	42	8	33	<5	45	5	31	<5	9	<5	8	<5	8	<5	8	<5
	59	滝山給水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
武蔵村山市	60	中藤配水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
多摩市	61	桜ヶ丘配水所	<5	6	<5	<5	停止中		停止中		<5	<5	<5	<5	停止中		停止中	
	62	落合配水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
稲城市	63	大丸浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	64	坂浜配水所	停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中		停止中	
あきる野市	65	上代継浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	66	戸倉浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	67	深沢浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	68	乙津浄水所	<5	<5	<5	<5	停止中		停止中		<5	<5	<5	<5	停止中		停止中	
瑞穂町	69	箱根ヶ崎浄水所	18	11	16	9	5	<5	5	6	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
日の出町	70	大久野浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	9	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
奥多摩町	71	氷川浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	72	ひむら浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	73	日原浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	74	大丹波浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	75	棚澤浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	76	小河内浄水所	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5

<5：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを示します。

(※)：井戸停止対応を行った浄水施設（詳細は④ページ）（四半期毎の最高値を示します。）

停止中：浄水施設が停止しているため、主に東村山浄水場、小作浄水場の水が給水されています。

(●)：監視強化中の浄水施設（詳細は⑤ページ）（四半期毎の最高値を示します。）

(※) 令和２年度以降、井戸停止対応を行った浄水施設

- 1 PFOS及びPFOAの合計が給水栓水（蛇口）において暫定目標値を上回ったため、ただちに有機フッ素化合物の濃度が高い井戸の運用を停止するなどの対応を行いました。

(単位：ng/L)

市町名			小平市		
浄水施設名			小川浄水所(浄水施設No43・給水栓No90)		
給水栓で暫定目標値を上回った月			令和2年7月		
PFOS及びPFOAの合計			原水	浄水	給水栓
対応前後	令和2年7月	対応前	280	68	64
		対応後	100	18	9
監視強化 (継続中)	令和2年8月		81	15	10
	令和2年9月		工事のため停止中		<5
	令和2年10月				<5
	令和2年11月		110	<5	15
	令和2年12月		76	12	6
	令和3年1月		99	18	6
	令和3年2月		99	15	18
	令和3年3月		110	12	15
	令和3年4月		140	18	21
	令和3年5月		130	16	17
	令和3年6月		130	16	<5
	令和3年7月		110	5	17
	令和3年8月		71	8	6
	令和3年9月		100	19	11
	令和3年10月		89	<5	<5
	令和3年11月		140	15	15
	令和3年12月		110	14	22
	令和4年1月		88	6	<5
	令和4年2月		89	8	13
	令和4年3月		76	6	<5

(※) 令和２年度以降、井戸停止対応を行った浄水施設

- ２ PFOS及びPFOAの合計が給水栓水（蛇口）において暫定目標値を上回るおそれがあったため、ただちに有機フッ素化合物の濃度が高い井戸の運用を停止するなどの対応を行いました。

(単位：ng/L)

市町名		府中市		
浄水施設名		府中武蔵台浄水所(浄水施設No31・給水栓No75)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれのあった月		令和2年12月		
PFOS及びPFOAの合計		原水	浄水	給水栓
監視強化 (継続中)	令和2年12月	420	40	41
	令和3年1月	停止中 (給水栓において暫定目標値を超過するおそれがあったことから、ただちに有機フッ素化合物の濃度が高い井戸からの取水を停止。これにより取水していた井戸がすべて停止となったことから、浄水所停止としました。)		<5
	令和3年2月			<5
	令和3年3月			<5
	令和3年4月			<5
	令和3年5月			<5
	令和3年6月			6
	令和3年7月			<5
	令和3年8月			<5
	令和3年9月			<5
	令和3年10月			<5
	令和3年11月			<5
	令和3年12月			<5
	令和4年1月			<5
	令和4年2月			<5
	令和4年3月			<5

井戸停止対応により、給水栓の検査結果が定量下限値未満(<5ng/L)又は定量下限値程度で継続していることから、令和4年4月以降、検査頻度を年12回から年4回に変更します。

(単位：ng/L)

市町名			調布市		
浄水施設名			上石原配水所(浄水施設No36・給水栓No78)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれがあった月			令和3年4月		
PFOS及びPFOAの合計			原水	浄水	給水栓
対応前後	令和3年4月	対応前	66	75	38
		対応後	14	15	9
監視強化 (継続中)	令和3年5月		7	11	8
	令和3年6月		14	9	13
	令和3年7月		14	5	<5
	令和3年8月		17	<5	<5
	令和3年9月		7	<5	<5
	令和3年10月		8	<5	<5
	令和3年11月		16	5	<5
	令和3年12月		停止中		<5
	令和4年1月		5	<5	<5
	令和4年2月		5	<5	<5
	令和4年3月		6	<5	<5

井戸停止対応により、給水栓の検査結果が定量下限値未満(<5ng/L)又は定量下限値程度で継続していることから、令和4年4月以降、検査頻度を年12回から年4回に変更します。

(単位：ng/L)

市町名			国立市		
浄水施設名			国立中給水所(浄水施設No50・給水栓No99)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれがあった月			令和3年4月		
PFOS及びPFOAの合計			原水	浄水	給水栓
対応前後	令和3年4月	対応前	170	52	37
		対応後	6	21	11
監視強化 (継続中)	令和3年5月		11	<5	<5
	令和3年6月		18	<5	5
	令和3年7月		13	<5	<5
	令和3年8月		17	<5	<5
	令和3年9月		14	<5	<5
	令和3年10月		15	<5	<5
	令和3年11月		11	<5	<5
	令和3年12月		16	<5	<5
	令和4年1月		12	<5	<5
	令和4年2月		13	<5	<5
	令和4年3月		11	<5	<5

井戸停止対応により、給水栓の検査結果が定量下限値未満(<5ng/L)又は定量下限値程度で継続していることから、令和4年4月以降、検査頻度を年12回から年4回に変更します。

(単位：ng/L)

市町名			国立市		
浄水施設名			谷保給水所(浄水施設No51・給水栓No100)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれがあった月			令和3年4月		
PFOS及びPFOAの合計			原水	浄水	給水栓
対応前後	令和3年4月	対応前	73	48	39
		対応後	15	12	11
監視強化 (継続中)	令和3年5月		21	<5	<5
	令和3年6月		<5	<5	5
	令和3年7月		11	<5	5
	令和3年8月		10	<5	<5
	令和3年9月		8	<5	<5
	令和3年10月		9	<5	<5
	令和3年11月		9	<5	<5
	令和3年12月		12	<5	<5
	令和4年1月		8	<5	<5
	令和4年2月		10	<5	<5
	令和4年3月		8	<5	<5

井戸停止対応により、給水栓の検査結果が定量下限値未満(<5ng/L)又は定量下限値程度で継続していることから、令和4年4月以降、検査頻度を年12回から年4回に変更します。

(●) 監視強化中の浄水施設

PFOS及びPFOAの合計が給水栓水（蛇口）において暫定目標値を上回るおそれのある浄水施設については監視を強化しています。

（単位：ng/L）

市町名		府中市		
浄水施設名		若松浄水所(浄水施設No32・給水栓No76)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれのあった月		令和2年12月		
PFOS及びPFOAの合計		原水	浄水	給水栓
監視強化 (継続中)	令和2年12月	140	24	34
	令和3年1月	110	22	35
	令和3年2月	98	35	32
	令和3年3月	61	23	28
	令和3年4月	82	22	24
	令和3年5月	56	23	23
	令和3年6月	41	28	25
	令和3年7月	59	28	17
	令和3年8月	71	18	18
	令和3年9月	78	19	19
	令和3年10月	47	15	14
	令和3年11月	53	20	23
	令和3年12月	61	19	17
	令和4年1月	38	16	13
	令和4年2月	43	11	11
	令和4年3月	39	10	10

(単位：ng/L)

市町名		福生市		
浄水施設名		福生武蔵野台給水所(浄水施設No55・給水栓No101)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれのあった月		令和3年4月		
PFOS及びPFOAの合計		原水	浄水	給水栓
監視強化 (継続中)	令和3年4月	20	<5	28
	令和3年5月	18	18	10
	令和3年6月	21	<5	10
	令和3年7月	17	7	5
	令和3年8月	10	<5	9
	令和3年9月	15	6	12
	令和3年10月	12	<5	8
	令和3年11月	21	7	18
	令和3年12月	8	<5	7
	令和4年1月	9	<5	7
	令和4年2月	8	<5	<5
	令和4年3月	9	<5	6

(単位 : ng/L)

市町名		西東京市		
浄水施設名		保谷町給水所(浄水施設No53・給水栓No119)		
給水栓で暫定目標値を上回るおそれのあった月		令和2年11月		
PFOS及びPFOAの合計		原水	浄水	給水栓
監視強化 (継続中)	令和2年11月	37	20	26
	令和2年12月	37	26	29
	令和3年1月	36	25	20
	令和3年2月	停止中		26
	令和3年3月	32	21	24
	令和3年4月	58	29	22
	令和3年5月	33	21	27
	令和3年6月	36	33	36
	令和3年7月	45	6	<5
	令和3年8月	35	13	16
	令和3年9月	26	12	16
	令和3年10月	32	14	14
	令和3年11月	33	17	14
	令和3年12月	35	18	19
	令和4年1月	24	11	15
	令和4年2月	25	14	13
	令和4年3月	27	12	12